

市民シンポジウム

袴田、名張、布川、東住吉冤罪再審事件の系譜 ～いまこそ、改めて取調べの可視化を考える～

日 時：2014年5月10日（土） 13:50～16:45

場 所：大阪弁護士会館2階ホール

司 会：川崎 拓也，栗林 亜紀子

（当会取調べの可視化実現大阪本部 委員）

主 催：大阪弁護士会

共 催：日本弁護士連合会

【第2部】

1 江川 紹子 氏の講演

[15:30～15:50]

2 パネルディスカッション

[15:50～16:40]

【パネリスト】

木 谷 明 氏（弁護士，元裁判官）

江 川 紹 子 氏（ジャーナリスト）

小坂井 久 氏（弁護士，法制審議会新時代の刑事
司法制度特別部会 幹事）

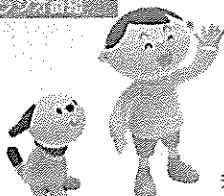
【コーディネーター】

森 直 也 氏（当会取調べの可視化実現大阪本部
事務局長）

3 アピール文の採択

[16:40～16:45]

大阪弁護士会
シンポジウム



弁護士の放課後

大阪弁護士会

ほな行こか～(´o`)ノ



MBSラジオ（毎日放送）1179kHz ～毎週 月曜日 夜7時 放送中！～
弁護士によるええ～話から、ちょっと役に立つ話まで放課後気分で、いろいろ語ります。
出演者 ■水野晶子（毎日放送アナウンサー） ■大阪弁護士会所属弁護士

目 次

No.	資料名	掲載ページ
資料 1	「刑事司法の理念からは耐え難い不正義」 —袴田事件で再審開始 & 釈放を命じた決定を読む	1 ~ 4 ページ
資料 2	名張毒ぶどう酒事件・最高裁の棄却決定に思う	5 ~ 11 ページ
資料 3	新時代の刑事司法制度特別部会 取りまとめに向けての意見	12 ~ 14 ページ
資料 4	事務当局試案	15 ~ 41 ページ
資料 5	取調べの録音・録画の例外事由について	42 ページ
資料 6	取調べの可視化をめぐる議論の経緯	43 ~ 44 ページ

トップ 速報 写真 映像 雑誌 個人 Buzz 意識調査 ランキング
国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT・科学 ライフ オーサー一覧

「刑事司法の理念からは耐え難い不正義」 ——袴田事件で再審開始&釈放を命じた決定を読む



江川 紹子 | ジャーナリスト
2014年3月29日 0時17分

ツイート

2,282

fシェア

5,888

BE

286

コメントを見る(69件)

画期的な決定だった。再審開始や死刑の執行停止だけでなく、拘置の執行を停止し、有罪判決の決め手となった証拠が「捜査機関によってねつ造された疑いのある」ことも明記されていた。これによって、死刑囚が再審開始決定を受けてすぐに釈放されるという、戦後初めての急展開となった。

DNA鑑定の威力

本文は68ページ。再審請求審の決定書としては、さほど長くはない。裁判所の判断の説明はDNA鑑定から始まる。この決定書を読んで、改めてDNA鑑定が裁判所に与える影響は強い、と感じた。足利事件や東電OL事件も新たなDNA鑑定によって再審開始が決まったが、今回もDNA鑑定が再審開始の大きな根拠となった。



釈放された袴田巖さんと姉の秀子さん

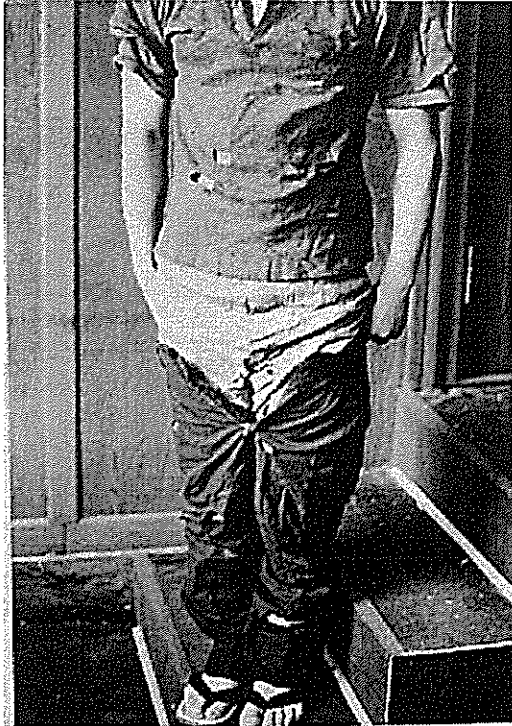
事件発生から時間が経過していることや保管状況などから、検察側は試料の劣化や捜査員らのDNAが付着するコンタミネーションの影響を強調したが、裁判所は(1)血液に由来するDNAは試料中に長い年月残存する。乾燥した場合はより残存しやすく、凝固した血液であれば、DNAは常温であっても安定的に保たれる。(2)一方、唾液や皮膚片等に由来するDNAは、数ヶ月も経過しないうちに検出されなくなる——などとして、退けた。

証拠開示の力

ただ、この決定はDNA鑑定だけに支えられているわけではない。DNAに関しては、弁護側と検察側の鑑定人で見解が異なる点もあった。それでも裁判所が弁護側鑑定を受け入れたのは、新たに開示さ

れた証拠類を見て、冤罪との心証を強くしたからだろう。

特に、殺害時に着ていたとされるズボンのサイズについての新証拠は衝撃的だった。



控訴審での着装実験で袴田さんはズボンをはくことができなかった

原審控訴審で実験してみたところ、ズボンはきつすぎて袴田さんははくことができなかった。ズボンのタグに書かれた「B」という表示は、肥満体サイズを示すと受け止められ、はけなかったのは、味噌汁にこされた後に乾燥されて生地が縮んだためとか、袴田さんが運動不足で太ただめだとか、そんな理屈をつけて、済ませてしまった。実際は、「B」は色を示す記号であり、ズボンは細身サイズだったことが、新たに開示された証拠で分かった。ズボンは、縮んだわけではなく、最初から袴田さんには小さすぎて、これを着て犯行に及ぶなどありえない話だったのだ。

弁護側や裁判所にとっては、「新証拠」「新事実」だったが、こうした証拠は衣類が「発見」されてまもなく作られていた。警察や検察にとっては、とっくに知っている事実だった。にも関わらず、そ

の事実を隠し、裁判所の誤った判断を導いたのだ。

重大証拠のねつ造疑惑

このズボンを含む血染めの衣類5点は、公判段階に入ってから味噌樽の中から「発見」された。生地の色合いや血痕の色は、1年以上味噌に漬かっていたにしろは不自然だった。有罪判決の最大の根拠となったこの衣類については、以前から捜査機関によるねつ造ではないかという疑惑が指摘されていた。

今回の再審請求審を担当した裁判官たちも、その疑いを強くもったようだ。決定書は、こう書いている。

〈ねつ造されたと考えるのが最も合理的であり、現実的には他に考えようがない。そして、このような証拠をねつ造する必要と能力を有するのは、おそらく捜査機関(警察)をおいて外にはないと思われる。〉

決定書では、この推認のプロセスはかなり省略されている。事件の経過を知らずに決定書だけを読

むと、唐突感を覚えるかもしれない。しかし、新たに出てきた証拠に加えて、証拠開示に至るやりとりなど、再審請求審を通じて見聞したすべてのことから、裁判官たちは「ねつ造」をまあや確信したのだろう。決定書の最後の20ページほどの中に十数カ所も「ねつ造」という表現が出てくる。ねつ造疑惑を「想像の産物」と切って捨てる検察側に対し、「あり得ないなどとしてその可能性を否定することは許されない」と厳しい批判を加えている。

裁判官の義憤

これ以外にも、自白調書のほとんどが任意性を否定されたり、ほかにもねつ造が疑われる証拠があるなど、決定書は不当・違法な捜査を問題にしている。

そのような捜査の結果、ねつ造の可能性が高い証拠によって誤った裁判が行われ、重大な人権侵害が発生した。それが見えてきたことで、裁判官の正義感に火がついたに違いない。

私は、これほどまでに、裁判官が義憤がこもった書面を読んだことがない。その怒りのほどは、たとえば次のような記述からうかがえる。

〈国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難いことといわなければならない〉

〈拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する状況にあると言わざるを得ない。一刻も早く袴田の身柄を解放すべきである〉

不正義に対する強い憤りがびんびんと伝わってくる。

検察は自ら策定した「検察の理念」を熟読せよ

疑惑を向けられているのは警察だけではあるまい。検察にも、証拠隠しを続けてきたうえ、ねつ造の隠蔽にかねたのではないかとの疑念が生じている。

このような批判や疑惑に、検察は誠実に対応しなければならない。異議申し立てをするなどして、これ以上確定判決の死守に汲々としたり、メンツにこだわったり、先輩たちをかばい立てるのではなく、今なお隠している全証拠を開示し、真相解明に協力する。これが、「公益の代表者」として検察がなすべきことだろう。

証拠改ざんの不祥事が発覚後、検察は改革の一貫として、倫理規定「検察の理念」を自ら策定した。その中に、次の一文がある。

〈権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである〉

本件に関わる検察官は、改めて熟読してもらいたい。

司法はこの事件を検証し、反省し、学ぶべきだ

また今回の決定は、裁判所の書面としてはこれまた珍しく、原審裁判所に対する批判めいた記述がある。それは、5点の衣類の発見経過に関してだ。

事件発生は1966年6月30日。その頃のタンク内の味噌は深さ30センチほどにまで減少していた。7月4日に警察の捜査員がタンク内を覗いたが衣類は発見できなかった。同月20日に従業員が味噌の仕込みを行うのにタンク内に入ったが、



袴田さんがボクサーだった時のトロフィーなど

この時も発見されなかった。ところが、翌年の8月31日になって「発見」されるのだ。

決定書は、これを不自然ではないと評価して一番の有罪認定を維持した控訴審判決について、こう書いている。

〈まったくあり得ない訳ではないという意味でなら理解できるが、通常用語としては、やはり不自然と判断するのが相当である〉

そして、この経緯がいかに不自然であるか、理由を具体的に述べている。この不自然さを見れば、裁判所は5点の衣類の扱いに、もっと慎重であるべきだったのではないか。そうすれば、袴田氏は遅くとも控訴審の段階で無罪となっていたのではないか。司法が、1人の人間の人生を奪ってしまったのでは…という裁判官たちの忸怩たる思いが、「刑事司法の理念からは到底耐え難い」という表現になったのだろう。

再審の手続とは別に、この事件では警察、検察、裁判所のどこにどのような問題があったのかを検証し、反省し、そこから教訓を学んでいかなければならない。それを現在行われている法制審議会特別部会の議論にも生かしてもらいたい。少なくとも、裁判が始まる前の早い段階から全面的に証拠開示を行う制度は、絶対に必要だろう。

自由の身となった袴田さんは、姉の秀子さんと共にホテルに宿泊。翌日の弁護団と秀子さんの記者会見によれば、釈放直後に比べて、袴田さんの自発的な発言が増えてきた、とのこと。長期の身柄拘束と死刑執行の恐怖によって病んだ心には、「自由」と「安心」という薬がなにより効くのだろう。とりあえずの「自由」は得た。再審が実際に開かれ、「安心」を手にするまでに、あとどれだけの時間が必要なのだろうか…。

(3月28日付東京新聞に掲載された拙稿に大幅加筆しました)

トップ 速報 写真 映像 雑誌 個人 Buzz 意識調査 ランキング

国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT・科学 ライフ オーサー一覧

名張毒ぶどう酒事件・最高裁の棄却決定に 思う



江川 紹子 | ジャーナリスト

2013年10月19日 16時27分

ツイート 679

シェア 839

BI 45

コメントを見る(18件)

なぜ？今？

名張毒ぶどう酒事件で、最高裁が棄却決定を出したとの速報を見て、頭の中に大きな疑問符が浮かんだ。弁護団が最高裁に書面を出した、と聞いたばかりだったからだ。

検察官の主張に対する反論と、科学者3人の意見書や資料など、合わせて100ページほどを弁護団が投函したのは、9月30日という。最高裁に届いたのは10月1日だろう。再審請求棄却の決定は10月16日付。時間的に、弁護団の書面を吟味したり、議論したうえで判断した、とは思えない。

決定の内容を読んで、あ然とした。

焦点となっている毒物に関して、弁護側主張を検討した形跡がまったくないのだ。単に、検察側意見書によれば再審不開始の名古屋高裁決定は正しい、と言っているだけで、弁護側主張のどこが、なぜ違うのか、という理由にまったく言及していない。

そして、弁護人から決定が出るまでの経緯を聞いて、今度は呆然とした。

弁護団は書面を送付する際、裁判官と調査官の面会を求める上申書を提出していた。調査官とは、最高裁裁判官の仕事を補佐する役割で、地裁などで裁判官として実務経験豊富な判事が務める。

ところが何の音沙汰もないので、弁護団長の鈴木泉弁護士が10月11日に最高裁の担当書記官に電話をした。「調査官と裁判官に聞いて連絡します」と言われ受話器を置くと、わずか15分後に電話がかかってきた。「調査官、裁判官とも面会しないとのことですよ」という断りだった。



小池義夫弁護士が描いた元気な頃の奥西勝さんの似顔絵。よく似ている

第7次再審請求で1回目の特別抗告審(最高裁第3小法廷・堀籠幸男裁判長)の時には、調査官が何度も面会に応じ、弁護団は難しい科学鑑定の中身を口頭で補足説明する機会を得ていた。ところが、今回の第1小法廷(櫻井龍子裁判長)では、調査官の面会も、ただの一度も実現していない、という。

裁判所の都合が優先



最高裁判所

しばし呆然とした後、ようやく働き始めた私の頭でこれらの事実を咀嚼し、冒頭の疑問に自ら出した答えは、次の2つだった。

(1)最高裁にとっては、とにかく奥西勝さんが生きていながら裁判所の結論を出すことが最優先だった。

(2)その結論、すなわち再審を開始しないという結果は、あらかじめ決まっていた。

奥西さんは昨年5月に名古屋高裁刑事第2部(下山保男裁判長)で再審開始を取り消す決定が出されてから体調が急激に悪化。6月に八王子医療刑務所に移されたが、今年5月には2度も危篤状態に陥った。第7次再審請求審は、以下のような経過を経て、すでに11年以上が経過していた。

2002年4月 第7次再審請求

↓

2005年4月 名古屋高裁刑事第1部(小出ジュン一裁判長)の再審開始決定

注:「ジュン」はかねへんに、つくりは亨

↓

2006年12月 同高裁刑事第2部(門野博裁判長)の再審開始取消決定

↓

2010年4月 最高裁第3小法廷(堀籠幸男裁判長)の差し戻し決定

↓

2012年5月 名古屋高裁刑事第2部(下山保男裁判長)で再度の再審開始取消決定

↓

最高裁第1小法廷(櫻井龍子裁判長)

最初に再審開始決定が出ており、最高裁第3小法廷の判断も「科学的知見」を重視するものだったが

けに、本人や弁護団が期待しているだけでなく、マスメディアからも島田事件以来の死刑再審かと大いに注目されていた。最高裁の結論が出る前に、奥西さんが亡くなるようなことがあれば、裁判所が批判にさらされるのは必至だ。

そんな事態を防ぐため、とにかく生きているうちに、再審を開くつもりはないという結論を示して第7次再審請求審を終わらせる――明示的か暗黙のうちかは分からないが、これが、最高裁第一小法廷の基本方針だったのではないか。それでも、検察側主張に対する弁護側反論を待たずに結論を出すわけにはいかない。なので、弁護側の書面が届くのを待って、「これでよろしいですね」という形ばかりの確認くらいはしたかもしれないが)あらかじめ用意してあった決定文を印刷し、発送したのだろう。

つまり、事案の真相解明とか、人の命や尊厳などより、裁判所の都合が優先された、ということだ。

結論ありき、が「普通」

再審は開かせない――名張毒ぶどう酒事件の再審請求は、こうした裁判所の結論ありきの姿勢との戦いだった。

たとえば、第5次再審請求審で、唯一の物証であったぶどう酒の王冠についた傷が奥西さんの歯型と一致するという有罪判決の認定は、木っ端みじんに打ち砕かれた。それでも名古屋高裁は、王冠の傷は奥西さんの歯型に類似しているという日鑑定にも「それなりの証明力が認められる」とか「自白の補強証拠の一つとなりえないとはいえない」などと有罪方向での評価を与え続けた。

そもそも、証拠とされた王冠が、本当に事件に使われたぶどう酒のものだったかどうか、疑わしいところがある。事件の現場となった公民館からは、証拠として出されている王冠以外にも、たくさんの酒類の王冠がみつき、警察が押収し、検察に保管されている。再審弁護団の初代弁護団長は、「(王冠が)ざくざくあった」と述べていた。だが、それは未だに開示されていない。

第7次請求審で再審開始決定を取り消した門野決定は、「…ではないかと考えられる」「…のようにも思われる」「…も無視できないように思われる」「…としてもおかしくないように思われる」などと想像や推理、推測、憶測を幾重にも重ねて、科学者の意見を退けた。そして、「当然極刑が予想される重大犯罪であり、そう易々とうその自白をするとは考えられない」と、「自白」に寄りかかって判断をした。無実の人の虚偽「自白」や目撃者が虚偽や誤解に基づいた「証言」によって、これまでたくさんの冤罪が作られてきた教訓は、そこでは全く忘れ去られていた。

どれだけ有罪の事実認定が疑わしくなっても、とにかく確定判決を死守するという結論は動かないの



2012年5月、名古屋高裁の差し戻し抗告審の「不当決定」に憤る鈴木弁護士に

だ。これが、多くの裁判官の対応だった。私には異常に思えたが、裁判所の世界では、これが「普通」なのだろう。

「普通」につぶされる「まとも」な判断

それでも、時々まともな裁判官は現れる。

ここで私が言う「まとも」とは、

1)再審請求審においても、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用される、とした白鳥決定を意識する

2)自白などの供述に頼り、客観的な証拠、とりわけ科学的知見を重視する

という姿勢を意味している。

第7次再審請求審で再審開始を決定した小出コートは、1)の意味で「まとも」だったし、科学的知見を重視して判断をやり直すように求めた最高裁第3小法廷は、2)の意味で「まとも」だった。もちろん、いずれも弁護側の主張を丸飲みしたわけではない。たとえば小出決定は、それぞれの証拠の意味するところを的確に把握し、事実認定のうえで新たな視点を提供しているかどうかで採用不採用をきっぱり分別。そのうえで、確定判決に合理的な疑問が生じている以上、再審を開くべき、という明解な論旨だった。

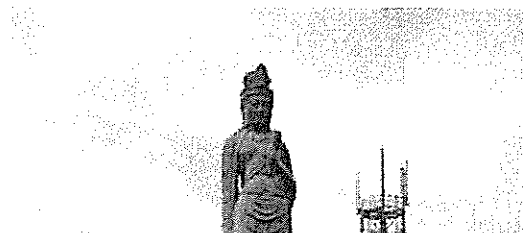
ところが、そういう「まとも」な判断が出るたびに、それを他の「普通の」裁判官たちが潰しにかかる。その繰り返しだった。門野コートは自白に依存し、下山コートに至っては、検察官が主張していない化学反応を自ら考え出して、せっかく開きかけた再審開始の扉を、再び閉ざした。

その挙げ句の果ての、今回の最高裁の決定だ。

再審は、過去の裁判を見直す作業でもある。裁判所の判断が誤っていたかもしれない。見逃した事実があるかもしれない。そんな謙虚な姿勢で証拠を見直し、様々な意見に耳を傾けるのでなければ、間違った裁判は正せない。

残念ながら、今回の最高裁にそうした謙虚さは欠片も見られなかった。無辜を救済する使命感も全く感じられなかった。伝わってきたのは、「裁判所は間違わない」との無謬神話を維持する強固な意志と、裁判所の対面や都合を優先する姿勢ばかりだ。

裁判官は選べない。ならば…



私が名張事件と関わって、もう20年以上になる。その間、他の再審請求事件についても、取材をしたり、関心を持って見てきた。

確かに、足利事件、氷見事件(富山強姦・同未遂事件)、東電OL殺害事件などで再審無罪判決



毒ぶどう酒事件被害者の霊を慰める観音像

は出ている。ただ、これらの事件は、DNA鑑定や真犯人の逮捕によって、犯人が別人であることが明らかになったケースだ。そうでもなければ再審が開かれないのでは、冤罪の犠牲者を救うことは難しい。実際、冤罪と思われる事件でも、再審の扉はなかなか開かれず、いったん開かれた扉も、すぐにまた閉じられてしまう。

圧倒的多くの「普通」の裁判官が過去の裁判所の判断を見直したからない中、時折「まとも」な裁判官が現れたり、「まとも」な判断がなされたりす

る。それは他の事件でも同じだ。

けれども、被告人も再審請求人も、裁判官を選ぶことはできない。格別に幸運で、「まとも」な裁判官や「まとも」な判断にめぐりあえば、雪冤を果たせるかもしれない。けれども、そうでない多くの場合は、救われない。これが今の日本の司法の現状だ。

その結果、奥西さんは名古屋高裁の逆転死刑判決以来、44年間も獄につながれている。

かといって、裁判所が自ら変わっていく、ということは全く期待できない。ならば、これ以上「運」に任せるのではなく、こんな事態がまかり通っている仕組みを変えていくべきだ。

そこで提案が3つある。

1) 現在の裁判で認められている程度の証拠開示を認める

今なら、名張毒ぶどう酒事件は、裁判員裁判対象事件となり、公判前整理手続きの過程で検察側の証拠が幅広く開示される。過去の冤罪事件では、検察側はしばしば、自分たちの筋骨ぎに反する証拠を隠していった。たとえば、東電OL事件では、被害者の口や胸部にゴビンダさんとは異なる血液型の唾液が付着していたことを、検察側は長く伏せてきた。布川事件では、犯人とされた2人とは違う男を被害者宅付近で見たという女性の証言が、やはり長く隠されてきた。

名張毒ぶどう酒事件は、検察側が証拠提出した関係者の調書類だけでも、不自然極まりない変遷がある。それ以外の調書や王冠の“発見”過程などが明らかになれば、事件の真相に近づくことができるかもしれない。

最近、証拠開示に前向きな裁判官も出てきている。しかし、そういう裁判官に当たるかどうかは運次第。それではいけない。どんな裁判官に当たってもいいように、現在、裁判を行うのであれば認められる程度の証拠開示は、再審請求審でも認められるよう、制度として定めるべきだ。

2) 検察官による異議申し立ては認めない

今回の最高裁決定は否定したが、「疑わしきは被告人の利益に」との原則を再審請求審でも適用するとした「白鳥決定」は、維持すべきだと思う。

名張毒ぶどう酒事件については、一審の津地裁は明解な無罪判決を書いている。そして、第7次再審請求審の名古屋高裁小出コートは、いくつもの論点を検討して、有罪判決に「合理的疑い」を抱いた。少なくとも、6人の裁判官関わった2つの裁判体で、奥西さんを犯人とする検察主張や有罪判決に対し、「合理的疑い」を抱いた事実は大きい。

ましてや、死刑判決である。「合理的疑い」をさしはさむ余地が少しもないほどに有罪立証が固められていなければならないはずだ。それに対し、再審請求審において、3人の裁判官が「合理的疑い」を抱いた。この時点で、検察側の異議申し立ては認めず、すぐに再審を開いたらどうか。

現状では、事実上「再審開始＝無罪判決」となっているため、いったん再審開始決定が出て、検察官は異議を申し立てて、それを阻止しようと努める。その発想を変え、「再審開始＝起訴時に戻って裁判をやり直す」として、検察側の主張はそのやり直し審で十分主張すればよい。裁判のやり方も、事件当時の訴訟法ではなく、現在の法律に基づいて行う。法制度は「改正」、つまりよりよく改められてきたはずで、何も以前の悪い制度で行うことはないだろう。

このようにすると、再審で有罪判決が出されることもありうる。それを承知の上で、検察側異議申し立てを認めずに、再審開始のハードルを少し下げることが必要だと思う。

3)再審請求審に市民が参加する

前述したように、「普通」の裁判官たちは、過去の裁判所、すなわち先輩たちがなした判断の間違いを正すことに、非常に消極的である。間違いを認めると、裁判所の権威に関わるとでも思っているらしい。

そうであるならば、過去の裁判所の間違いを正す機会を作る役割を、職業裁判官たちに任せたままにしておくことは、間違いなのではないか。

裁判をやり直すかどうかの判断には、過去の裁判所に何のしがらみもない市民が関わるべきだ、と私は思う。市民だけで判断をする検察審査会方式にするのか、裁判官により多くの市民が加わる裁判員方式がいいのかは議論すればよい。いずれにしても、再審の扉を開く鍵を、裁判所だけに託しておくことは、人の道に反している、とすら思う。

大きくなずいた奥西さん

奥西さんには、17日のうちに弁護士2人が結果を伝えた。気管を切開していて、言葉を語ることはできないが、この日の意識は清明で、右手をやや上げて弁護士を迎えた、という。2弁護士によると、状況は次のようなものだった。

伊藤和子弁護士が、奥西さんの右手を握った。野嶋真人弁護士が、こう切り出した。

「最高裁の決定が届きました」「僕らの力が及ばず、ごめんなさい」

これで全てを察した奥西さんは、石のように固まって、うつろな表情で天上を見つめた。「僕らは絶対諦めません」「弁護団はこれからも今まで以上にがんばる」「次の準備をしています」…

2弁護士がそう繰り返し呼びかけると、奥西さんはうなずいた。

「8次(再審請求)をやりますよね」

野嶋弁護士の声に、2度、うなずく奥西さん。

「僕らを選任してくれますか」

さらに大きなうなずきが返ってきた。そして、必死に何か喋ろうと口を動かす。しかし、声にはならない。野嶋弁護士が口元に耳を寄せたが、聞きとることはできなかった。

以前は、面会のたびに、「皆さん、ありがとうございます。がんばります」と言葉が返ってきた。野嶋弁護士が「『ありがとうございます。がんばります』と言っているのですか?」と聞いた。奥西さんは、やはり大きくうなずいた。

裁判所や法務当局は、奥西さんの獄中死を待っているのかもしれない。それに抗うかのように、奥西さんは懸命に命の灯火をともし続けている。

制度を変えるには時間がかかるだろう。

だが、奥西さんの命の時間はそう長くない。

本当に、なんとかならないものだろうか。

弁護団は、急ピッチで第8次再審請求の準備を進めている、という。



八王子医療刑務所に移ってからの奥西さんの似顔絵。
小池義夫弁護士が描いた



江川 紹子
ジャーナリスト

神奈川新聞記者を経てフリーランス。司法、政治、災害、教育、カルト、音楽など関心分野は様々です。

Twitter
@amneris84

Facebook
shokoeg

official site
江川紹子ジャーナル

平成 26 年 3 月 7 日

法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

委員 神津 里季生

周防 正行

松木 和道

村木 厚子

安岡 崇志

新時代の刑事司法制度特別部会 取りまとめに向けての意見

(本意見の位置付け)

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会（以下「本部会」という）は、郵便不正事件など捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事案の発生を受け設置された。本部会の任務は、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備のあり方について」検討し、「時代に即した新たな刑事司法制度を構築する」ことにある。

私たちは、本部会の 25 回に及ぶ審議に参加してきた。本部会は主として多くの刑事司法の専門家により構成されているが、その中で私たちは、「専門家の知見だけでなく、広く国民の声を反映した審議を行っていただく必要がある」との趣旨から審議に委員として参加することとなった。私たちは、この趣旨をふまえ、ある日突然刑事事件の被疑者、被告人、被害者、証人、裁判員等になりうる一国民として審議に積極的に参加してきた。そうした中で、本部会の諮問事項の中心ともいえる取調べの可視化（録音・録画）に関し、以下のような共通の考えを持つに至ったことから、それをここに表明し、本部会の審議の促進、取りまとめに貢献しようとするものである。

(録音・録画に関する基本的スタンス)

平成 25 年 1 月、本部会が取りまとめた「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（以下「基本構想」という）では、「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続きの下で行われるべきことは言うまでもない」としたうえで、取調べの録音・録画については「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある。」としている。

この基本構想の考え方に立てば、録音・録画の制度について採るべきは、作業分科会による「制度設計に関するたたき台」（平成26年2月、以下「たたき台」という）において提示された2案のうち、「第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度」となる。「第2 被疑者取調べの一定の場面について録音・録画を義務付ける制度」は取調べの過程のごく一部の録音・録画を義務づけるものの他の過程については取調べの裁量に委ねるものであり、「適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度」とならないことは明らかである。

（対象とすべき事件）

対象事件については、本部会の議論において、裁判員裁判対象事件のみを対象とするとの意見もあったが、取調べの適正化、証拠の任意性・信用性の確保という録音・録画の趣旨に照らせば、裁判員裁判対象事件に限定する理由はなく、原則としてすべての事件がその対象となるべきである。

ちなみに、裁判員裁判対象事件は、年間およそ2000件、公判に付される事件の3%ほどを占めるにすぎず、こうした事件のみを録音・録画の対象とすれば、本部会設置の契機となった郵便不正事件も、最近4人が誤認逮捕され、2人が虚偽の自白に追い込まれたPC遠隔操作事件も、冤罪が多いと指摘される痴漢事件なども対象にならない。これでは、本部会の設置の趣旨、諮問事項に照らしてもあまりに矮小化されていると言わざるを得ない。

（段階的实施）

私たちは、こうした原則を明確にしたうえで、実務的な観点から、段階的に実施をすることまで否定するものではない。段階的实施の方法としては、部会で一部の委員が提案したように、裁判員裁判対象事件については取調べの全過程の録音・録画を行うこととし、これに加えて、検察官の取調べは比較的準備が整いやすいことに鑑み、その他の全ての事件（道路交通法違反のようなごく軽微な事件は除く）も検察官の取調べについては全過程の録音・録画を行うことからスタートすべきと考える。段階的实施とする場合、録音・録画の対象の拡大に向けての工程を何らかの形で示すべきものとする。

なお、コスト等の観点から録音・録画の対象事件が制約されるのであれば、対象事件の範囲を絞るより、一定の範囲については録音のみの制度を先行させることを検討すべきである。

（録音・録画の例外）

録音・録画の例外はできる限り制限的であるべきであり、かつ客観的な基準によることが必要である。取調官の恣意的な判断が加わるような仕組みは、これまでと同様に供述の任意性・信用性に関する無用な争いを生むものであり、避けるべきと考える。仮に「被疑者が十分な供述をすることができない」場合を想定して一定の例外を設けるとしても、被疑者が録音・録画を望む場合には録音・録画を実施するといった仕組みが必要と考える。

なお、どのような制度を導入するにせよ、被害者保護の観点が重要であることは言うまでもなく、被害者の心情、名誉、プライバシーを害するおそれのある内容が記録された場合、その記録媒体の証拠開示または公判での再生等について適切な対応がなされるべきことは言うまでもない。

(実効性の担保)

録音・録画の導入の趣旨に鑑み、実効性の担保については、たたき台の「第14 A 案 録音・録画義務違反があった場合の供述の証拠能力を否定する規定、又は、取調べ状況の立証・認定を制限する規定を設ける。」が採用されるべきと考える。

(参考人取調べ)

参考人の取調べについても、それが適正に行われるべきことは、被疑者の取調べと何ら変わることはなく、郵便不正事件の例をとれば、参考人に対する不適正な取調べが冤罪を生む原因となりやすいことは明らかである。したがって、参考人についても本来全過程の録音・録画が行われるべきであろう。しかしながら、現実的な取組を行うとの観点から、また、検察官作成の参考人調書が特に信用すべき状況の立証が行われた場合に特別の地位を与えられる（現行刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号）こと等をふまえ、少なくとも検察官取調べについては参考人も録音・録画の対象とすることを検討すべきである。

事務当局試案

目 次

1	取調べの録音・録画制度	1 頁
2-1	犯罪事実の解明による刑の減輕制度	3 頁
2-2	捜査・公判協力型協議・合意制度	4 頁
2-3	刑事免責制度	9 頁
3	通信傍受の合理化・効率化	10 頁
4	身柄拘束に関する判断の在り方についての規定	14 頁
5-1	被疑者国選弁護制度の拡充	15 頁
5-2	弁護人の選任に係る事項の教示	15 頁
6-1	証拠の一覧表の交付制度	16 頁
6-2	公判前整理手続の請求権	17 頁
6-3	類型証拠開示の対象拡大	18 頁
7-1	ビデオリンク方式による証人尋問の拡充	19 頁
7-2	証人の氏名及び住居の開示に係る措置	20 頁
7-3	公開の法廷における証人の氏名等の秘匿	23 頁
8	公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等	24 頁
9	自白事件を簡易迅速に処理するための方策	25 頁

1 取調べの録音・録画制度

一 1 次に掲げる事件については、検察官は、刑事訴訟法第三百二十二条第一項本文に規定する書面であって被告人に不利益な事実の承認を内容とするもの（被疑者として逮捕若しくは勾留されている間に当該事件について同法第九十八条第一項の規定により行われた取調べ又は当該事件について同法第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（これらの規定を同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定により与えられた弁解の機会（以下「取調べ等」という。）に際して作成されたものに限る。）の取調べを請求した場合において、当該書面について同法第三百二十六条の同意がされず、かつ、当該書面を同法第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができることについて被告人又は弁護人が異議を述べたときは、当該承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ等の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を5により記録した記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。以下同じ。）の取調べを請求しなければならないものとする。

A案 裁判員制度対象事件を対象事件とする。

B案 裁判員制度対象事件に加え、それ以外の全身柄事件における検察官の取調べも対象に含める。

2 1の場合において、検察官が1の記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、1の書面の取調べの請求を却下しなければならないものとする。

3 検察官、検察事務官又は司法警察職員において5の(-)から四までのいずれかに該当することにより1の書面が作成された取調べ等の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を記録媒体に記録しなかったことその他やむを得ない事情により、1の記録媒体が存在しないときは、1及び2は、これを適用しないものとする。

4 1から3までは、被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で取調べ等における被告人の供述をその内容とするものについて、これを準用するものとする。

5 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を刑事訴訟法第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し同法第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（これらの規定を同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びそ

の状況を記録媒体に記録しておかなければならないものとする。

- (一) 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることが困難であると認めるとき。
- (二) 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。
- (三) (二)に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。
- (四) (二)及び(三)に掲げるもののほか、当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。

2-1 犯罪事実の解明による刑の減輕制度

一 犯罪事実の解明による刑の減輕

刑法第四十二条に規定するもののほか、罪を犯した者が、自己の犯罪について、捜査機関に知られていない事実であつて当該自己の犯罪の証明のため重要なものを供述してその犯罪事実を明らかにしたときは、その刑を減輕することができるものとする。

一 合意及び協議の手続

1 検察官は、被疑者又は被告人が、他人の犯罪事実についての知識を有すると認められる場合において、当該他人の犯罪事実を明らかにするために被疑者又は被告人が行うことができる行為の内容、被疑者又は被告人による犯罪及び当該他人による犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が(一)に掲げる行為の全部又は一部を行う旨及び当該行為が行われる場合には検察官が被疑事件又は被告事件について(二)に掲げる行為の全部又は一部を行う旨の合意をすることができるものとする。合意をするには、弁護人の同意がなければならないものとする。

(一) 被疑者又は被告人による次に掲げる行為

イ 刑事訴訟法第九十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して当該他人の犯罪事実を明らかにするため真実の供述をすること。

ロ 当該他人の刑事事件の証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること。

ハ 当該他人の犯罪事実を明らかにするため、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して証拠物を提出すること。

(二) 検察官による次に掲げる行為

イ 公訴を提起しないこと。

ロ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し又はこれを維持すること。

ハ 公訴を取り消すこと。

ニ 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。

ホ 即決裁判手続の申立てをすること。

ヘ 略式命令の請求をすること。

ト 刑事訴訟法第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。

2 1の合意の対象事件は、次に掲げるもの(死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件を除く。)とするものとする。

(一) 刑法第二編第五章(公務の執行を妨害する罪)(第九十五条を除く。)、第十七章(文書偽造の罪)、第十八章(有価証券偽造の罪)、第十八章の二(支払用カード電磁的記録に関する罪)、第二十五章(汚職の罪)(第九十三条から第九十六条までを除く。)、第三十七章(詐欺及び恐喝の罪)若しくは第三十八章(横領の罪)に規定する罪又は組織的な犯罪

の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第一号から第四号まで、第十三号及び第十四号に係る部分に限る。）、第四条（同項第十三号及び第十四号に係る部分に限る。）、第十条（犯罪収益等隠匿）若しくは第十一条（犯罪収益等收受）に規定する罪に係る事件

(二) (一)に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は金融商品取引法に規定する罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるものに係る事件

(三) 次に掲げる法律に規定する罪に係る事件

イ 爆発物取締罰則

ロ 大麻取締法

ハ 覚せい剤取締法

ニ 麻薬及び向精神薬取締法

ホ 武器等製造法

ヘ あへん法

ト 銃砲刀剣類所持等取締法

チ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

(四) 刑法第二編第七章（犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪）に規定する罪又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第七条（組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等）に規定する罪に係る事件（(一)から(三)までに掲げる事件に関連するものに限る。）

3 1の合意には、被疑者若しくは被告人又は検察官において1(一)又は(二)に掲げる行為に付随し、又はその目的を達するため必要な行為を行う旨を含めることができるものとする。

4 1の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにして行うものとする。

5 1の合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとする。ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を被疑者若しくは被告人又は弁護人のいずれか一方のみとの間で行うことができるものとする。

6 5の協議において、検察官は、被疑者又は被告人に対し、他人の犯罪事実を明らかにするための供述を求めることができるものとする。この場合においては、刑事訴訟法第九十八条第二項の規定を準用するものとする。

7 検察官は、5の協議をしようとする場合であつて、その協議が、刑事訴訟法第二百四十二条の規定（同法第二百四十五条において準用する場合を含む。）により司法警察員が送付した事件、同法第二百四十六条の規定により司法警察員が送致した事件又は司法警察員が現に捜査している事件に係

るものであると認めるときは、あらかじめ、当該司法警察員と協議しなければならないものとする。

- 8 検察官は、7に規定する事件については、6により供述を求めることその他の5の協議における必要な行為を司法警察員にさせることができるものとする。この場合において、司法警察員は、検察官の授権の範囲内において、1による合意の内容とする1(二)に掲げる行為に係る検察官の提案を、被疑者又は被告人及び弁護人に提示することができるものとする。

二 合意に係る公判手続の特則等

1 被告人との間の合意に関する書面等の証拠調べ請求の義務

(一) 検察官は、被告事件について、公訴の提起前に被告人との間で一1の合意があるとき又は公訴の提起後に被告人との間で一1の合意が成立したときは、遅滞なく、一4の書面の取調べを請求しなければならないものとする。

(二) (一)により一4の書面の取調べを請求した後に、当事者が三1(二)によりその合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、三1(二)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。

2 被告人以外の者との間の合意に関する書面等の証拠調べ請求の義務

(一) 検察官、被告人若しくは弁護人が取調べを請求し又は裁判所が職権で取り調べた被告人以外の者の供述録取書等が、その者が一1の合意に基づいて作成し又はその者との間の一1の合意に基づいてなされた供述を録取し若しくは記録したものであるときは、検察官は、遅滞なく、一4の書面の取調べを請求しなければならないものとする。この場合において、その合意の当事者が三1(二)によりその合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、併せて、三1(二)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。

(二) (一)前段の場合において、当該供述録取書等の取調べの請求後又は裁判所の職権による当該供述録取書等の取調べの後に、一1の合意の当事者が三1(二)によりその合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、三1(二)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。

(三) 検察官、被告人若しくは弁護人が証人として尋問を請求した者又は裁判所が職権で証人として尋問する者との間でその証人尋問についてした一1の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、一4の書面の取調べを請求しなければならないものとする。

(四) (三)により一4の書面の取調べを請求した後に、一1の合意の当事者が三1(二)によりその合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、三1(二)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。

三 合意違反の場合の取扱い

1 合意からの離脱

- (一) 一1の合意の相手方当事者がその合意に違反したときその他一定の場合には、一1の合意の当事者は、その合意から離脱することができるものとする。
- (二) (一)の離脱は、その理由を記載した書面により、相手方に対し、その合意から離脱する旨を告知して行うものとする。

2 検察官が合意に違反した場合における公訴の棄却等

- (一) 検察官が一1(二)イからへまでに係る合意（一1(二)ロについては特定の訴因及び罰条により公訴を提起する旨の合意に限る。）に違反して、公訴を提起し、異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、公訴を取り消さず、訴因若しくは罰条の追加、撤回若しくは変更を請求することなく公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならないものとする。
- (二) 検察官が一1(二)ロに係る合意（特定の訴因及び罰条により公訴を維持する旨の合意に限る。）に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、刑事訴訟法第三百十二条第一項の規定にかかわらず、その請求を却下しなければならないものとする。

3 検察官が合意に違反した場合における証拠の使用制限

- (一) 検察官が一1の合意に違反したときは、被告人が一5の協議においてした他人の犯罪事実を明らかにするための供述及びその合意に基づいて得られた証拠は、これらを証拠とすることができないものとする。
- (二) (一)は、当該証拠を当該被告人又は当該被告人以外の者の刑事事件の証拠とすることについて、その事件の被告人に異議がない場合には、適用しないものとする。

四 合意が成立しなかった場合における証拠の使用制限

一1の合意が成立しなかったときは、被疑者又は被告人が一5の協議においてした他人の犯罪事実を明らかにするための供述は、これを証拠とすることができないものとする。ただし、被疑者又は被告人が一5の協議においてした行為が刑法第三百三条、第三百四条若しくは第三百七十二條の罪又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の罪に当たる場合において、それらの罪に係る事件において用いるときは、この限りでないものとする。

五 合意の当事者である被疑者又は被告人による虚偽供述等の処罰

- 1 一1(一)イ又はハに係る合意をした者が、その合意に係る他人の犯罪事実に関し当該合意に係る行為をすべき場合において、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提

出したときは、五年以下の懲役に処するものとする。

- 2 1の罪を犯した者が、その行為をした他人の刑事事件の裁判が確定する前であって、かつ、その合意に係る自己の刑事事件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができるものとする。

2-3 刑事免責制度

一 証人を尋問する場合における免責決定

1 検察官は、証人尋問を請求するに当たり、その尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれる場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、当該事項についての証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができるものとする。

(一) その証人尋問において尋問に応じてした供述及びこれに由来する証拠は、刑事訴訟法第六十一条の罪又は刑法第六十九条の罪に係る事件において用いる場合を除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないこと。

(二) その証人尋問においては、刑事訴訟法第四十六条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないこと。

2 1の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人に尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を1(一)及び(二)に掲げる条件により行う旨の決定（以下「免責決定」という。）をするものとする。

二 証人尋問の開始後における免責決定

1 検察官は、証人尋問において、証人が刑事訴訟法第四十六条の規定により証言を拒絶した場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についての証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、免責決定の請求をすることができるものとする。

2 1の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人が刑事訴訟法第四十六条の規定により証言を拒絶していないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問について免責決定をするものとする。

3 通信傍受の合理化・効率化

一 対象犯罪の拡大

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）第三条第一項各号を次の1から3までのように改め、別表を別表第一とし、同表の次に別表第二を加えるものとする。

- 1 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。ただし、別表第二に掲げる罪にあつては、当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足りる状況があるときに限る。
- 2 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。ただし、別表第二に掲げる罪にあつては、当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われ、又は行われると疑うに足りる状況があるときに限る。
 - (一) 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表第一又は別表第二に掲げる罪
 - (二) 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表第一又は別表第二に掲げる罪
- 3 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表第一又は別表第二に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。ただし、別表第二に掲げる罪にあつては、当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われると疑うに足りる状況があるときに限る。

別表第二

- 一 1 刑法第百八条（現住建造物等放火）の罪又はその未遂罪
- 2 刑法第百九十九条（殺人）の罪又はその未遂罪
- 3 刑法第二百四条（傷害）又は第二百五条（傷害致死）の罪
- 4 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）又は第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪
- 5 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目

的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪

6 刑法第二百三十五条(窃盗)、第二百三十六條第一項(強盗)若しくは第二百四十條(強盗致死傷)の罪又はこれらの罪の未遂罪

7 刑法第二百四十六條第一項(詐欺)、第二百四十六條の二(電子計算機使用詐欺)若しくは第二百四十九條第一項(恐喝)の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 爆発物取締罰則第一条(爆発物の使用)又は第二条(使用の未遂)の罪

三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項(業として行う高金利)若しくは第三項(業として行う著しい高金利)の罪、同条第二項の違反行為に係る同法第八条第一項(業として行う高金利の脱法行為)の罪又は同条第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為)の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条第四項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)又は第五項(不特定又は多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノの製造等)の罪

二 特別の機能を有する再生・記録装置(以下「特定装置」という。)を用いる傍受

1(一) 新たな傍受の実施方法として、

イ 傍受の実施をしている間に行われる通信について、通信事業者等が、暗号化した上で、電気通信回線を通じて捜査機関の施設に設置された特定装置に伝送し、

ロ 検察官又は司法警察員が、特定装置を用いて、イにより伝送された通信を即時に復号化して、現行規定による傍受の場合と同一の範囲内で傍受をし、

ハ ロの傍受の際、特定装置の機能により、傍受した通信及び傍受の経過を記録媒体に自動的に記録し、当該記録を即時に暗号化してその改変を防止する

という方法を導入し、この方法により傍受を実施するときは、通信事業者等による立会い(通信傍受法第十二条第一項)及び記録媒体の封印(通信傍受法第二十条第一項)を要しないものとする。

(二) 特定装置を用いるときは、(一)ロに代えて、

イ 検察官及び司法警察員が傍受の実施場所に不在の間に(一)イにより伝送された通信について、特定装置の機能により記録媒体((一)ハの記録媒体とは別のもの)に一旦記録し、

ロ その後、検察官又は司法警察員が、傍受の実施場所に所在する際に、特定装置を用いてイの記録媒体の記録内容を復号化して再生しつつ、現行規定による傍受の場合と同一の範囲内で傍受をし、

ハ イの記録媒体の記録内容は、その再生終了時に、特定装置の機能により、全て即時かつ自動的に消去することもできるものとする。

2 1の方法による傍受は、裁判官が、検察官又は司法警察員の申立てにより、相当と認めて、傍受令状に当該方法による傍受をすることができる旨の記載をしたときにすることができるものとする。

3(一) 1の暗号化及び復号化並びに1(一)ハにより暗号化された記録の復号化に必要な鍵（電磁的記録）は、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の職員が作成するものとする。

(二) (一)により作成された鍵のうち、1(一)イの暗号化に必要な鍵は通信事業者等が、1(一)ロ及び1(二)ロの復号化並びに1(一)ハの暗号化に必要な鍵（1(一)ハにより暗号化された記録を検察官又は司法警察員が復号化することができない措置が講じられたもの）は検察官又は司法警察員が、1(一)ハにより暗号化された記録の復号化に必要な鍵は裁判所が、それぞれ保持するものとする。

4 1(一)ハにより特定装置を用いて記録がされた記録媒体は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出すれば足りるものとする。

三 通信事業者等の施設における通信内容の一時記録を伴う傍受

1 新たな傍受の実施方法として、

(一) 傍受の実施場所である通信事業者等の施設に検察官及び司法警察員が不在の間に行われる通信について、通信事業者等が暗号化した上で一時記録用の記録媒体に一旦記録し、

(二) その後、検察官又は司法警察員が(一)の場所に所在する際に、通信事業者等が(一)の記録媒体の記録内容を復号化して再生し、検察官又は司法警察員が現行規定による傍受の場合と同一の範囲内で傍受をし、

(三) 通信事業者等は、(二)による再生が終了したときは、直ちに、(一)の記録媒体の記録内容を全て消去する

という方法を導入し、(一)については、通信事業者等による立会い（通信傍受法第十二条第一項）を要しないものとする。

2 1の方法による傍受は、裁判官が、検察官又は司法警察員の申立てにより、相当と認めて、傍受令状に当該方法による傍受をすることができる旨の記載をしたときにすることができるものとする。

3 1(一)の暗号化及び1(二)の復号化に必要な鍵は、傍受令状を発付した裁判

官が所属する裁判所の職員が作成し、これを通信事業者等に提供するものとする。

4 身柄拘束に関する判断の在り方についての規定

身柄拘束に関する判断の在り方についての確認的な規定を設けるものとする。

5-1 被疑者国選弁護制度の拡充

被疑者国選弁護制度の対象となるべき場合を「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合」（刑事訴訟法第三十七条の二第一項）から「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」に拡大するものとする。

併せて、被疑者国選弁護の報酬は接見回数を主な要素として算定される仕組みとされているところ、法整備に当たっては、被疑者国選弁護制度における公費支出の合理性・適正性をより担保するための措置が講じられることが必要である。

5-2 弁護人の選任に係る事項の教示

司法警察員、検察官、裁判官又は裁判所は、刑事訴訟法（第二百七十二条第一項を除く。）の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、同法第七十八条第一項の規定による弁護人の選任の申出ができる旨を教示しなければならないものとする。

6-1 証拠の一覧表の交付制度

- 一 1 検察官は、刑事訴訟法第三百十六條の十四の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があつたときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならないものとする。
- 2 検察官は、1により一覧表を交付した後、証拠を新たに保管するに至つたときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至つた証拠の一覧表を交付しなければならないものとする。
- 二 1 一 1 及び 2 の一覧表には、次の(一)から(三)までに掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該(一)から(三)までに定める事項を記載しなければならないものとする。
- (一) 証拠物 品名及び数量
 - (二) 供述録取書 当該供述録取書の標目、作成の年月日及び供述者の氏名
 - (三) 証拠書類 (二)に掲げるものを除く。) 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名
- 2 検察官は、1にかかわらず、1の事項を記載した一覧表を交付することにより、次に掲げるおそれがあると認めるときは、そのおそれを生じさせる事項の記載をしないことができるものとする。
- (一) 人の身体若しくは財産に害を加え又は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ
 - (二) 人の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ
 - (三) 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障が生ずるおそれ

6-2 公判前整理手続の請求権

- 一 刑事訴訟法第三百十六條の二及び第三百十六條の二十八の整理手続の規定をそれぞれ次のように改めるものとする。
- 1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日前に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。
 - 2 裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日後に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。
 - 3 1若しくは2の決定又は1若しくは2の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

6-3 類型証拠開示の対象拡大

一 共犯者の取調べ状況等報告書

刑事訴訟法第三百十六條の十五第一項第八号を次のように改めるものとする。

取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であって第五号イ若しくは口に掲げるものに係るものに限る。）

二 検察官が取調べを請求した証拠物に係る差押調書又は領置調書

刑事訴訟法第三百十六條の十五第一項による開示の対象となる証拠の類型として次のものを加えるものとする。

押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、検察官請求証拠である証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他押収の状況を記録したもの

三 類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書又は領置調書

刑事訴訟法第三百十六條の十五に次の項を加えるものとする。

検察官は、押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、第一項の規定により開示すべき証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他押収の状況を記録したものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があった場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、前条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

7-1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

一 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外の裁判所の規則で定める場所にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法によって、尋問することができるものとする。

- 1 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 同一構内に出頭するとしたならば、自己若しくはその親族の身体若しくは財産に害を被り又はこれらの者が畏怖し若しくは困惑する行為がなされるおそれがあると認められる者
- 3 遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認められる者

7-2 証人の氏名及び住居の開示に係る措置

一 検察官の措置

1(一) 検察官は、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証人等（証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人をいう。以下同じ。）の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、その証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるときは、弁護人に対し、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えた上、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

(二) 検察官は、(一)本文の場合において、(一)本文に規定する行為を防止するために必要があるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えないことができるものとする。この場合において、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えないものとする。

2(一) 検察官は、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載されている者であつて検察官が証人等として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下これらの者を2において「検察官請求予定証人等」という。）若しくは検察官請求予定証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるときは、弁護人に対し、その検察官請求予定証人等の氏名又は住居を閲覧する機会を与えた上、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

(二) 検察官は、(一)本文の場合において、(一)本文に規定する行為を防止するために必要があるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、その検察官請求予定証人等の氏名又は住居を閲覧する機会を与えないことができるものとする。この場合において、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えないものとする。

3 検察官は、1又は2の措置をとったときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならないものとする。

二 裁判所の裁定

1(一) 裁判所は、検察官が一(一)又は二(一)の措置をとった場合において、当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがないと認めるとき、又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置に係る条件を取り消さなければならないものとする。

(二) 裁判所は、検察官が一(二)又は二(二)の措置をとった場合において、当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがないと認めるとき、これらの行為を防止するために当該措置をとる必要がないと認めるとき、又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置に係る者の氏名又は住居を知る機会を与えることを命じなければならないものとする。この場合において、裁判所は、当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認める場合を除き、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。

2 裁判所は、1の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かななければならないものとする。

3 1の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

三 公判前整理手続等における開示への準用

一及び二は、検察官が刑事訴訟法第三百十六條の十四若しくは第三百十六條の十五第一項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は同法第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定により、証人等の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えるべき場合について、これを準用するものとする。

四 裁判所における訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧制限

1(一) 刑事訴訟法第四十條第一項の規定にかかわらず、裁判所は、検察官がとった一(一)若しくは二(一)（三においてこれらを準用する場合を含む。）の措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認める

ときは、弁護人に対し、訴訟に関する書類又は証拠物に記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居の閲覧又は謄写をさせた上、これらを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

(二) 刑事訴訟法第四十条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、検察官がとった一1(二)若しくは2(二)(三においてこれらを準用する場合を含む。)の措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、訴訟に関する書類若しくは証拠物に記載されている当該措置に係る者の氏名若しくは住居の閲覧若しくは謄写をさせず、又はこれらの閲覧若しくは謄写をさせた上、これらを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

2 刑事訴訟法第四十九条の規定にかかわらず、裁判所は、検察官がとった一1又は2(三においてこれらを準用する場合を含む。)の措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、公判調書に記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居の閲覧をさせないことができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

五 条件違反に対する処置請求

- 1 検察官は、一1(一)又は2(一)(三においてこれらを準用する場合を含む。)により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができるものとする。
- 2 裁判所は、二1(二)(三において準用する場合を含む。)又は四1により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができるものとする。
- 3 一1又は2の請求を受けた者は、そのとった処置をその請求をした者に通知しなければならないものとする。

7-3 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

一 証人等特定事項の秘匿決定等

1 裁判所は、次に掲げる場合において、証人等（証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人又は供述録取書等の供述者をいう。以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする。

(一) 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる場合

(二) 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる場合

2 裁判所は、1の決定をした事件について、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったときは、決定で、1の決定を取り消さなければならないものとする。

二 起訴状の朗読方法の特例

— 1の決定があった事件の公訴事実証人等特定事項が含まれるときは、刑事訴訟法第二百九十一条第一項の起訴状の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならないものとする。

三 尋問等の制限

裁判長は、— 1の決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が証人等特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができるものとする。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とするものとする。

四 証拠書類の朗読方法の特例

— 1の決定があったときは、刑事訴訟法第三百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。

8 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

一 証人不出頭等の罪の法定刑

召喚を受けた証人の不出頭及び証人の宣誓・証言の拒絶の各罪の法定刑を、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金とする。

二 証人の勾引要件

- 1 証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、これを勾引することができるものとする。
- 2 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、証人を裁判所に召喚することができるものとする。

三 犯人蔵匿等、証拠隠滅等、証人等威迫の罪の法定刑

- 1 犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の各罪の法定刑を、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金とする。
- 2 証人等威迫の罪の法定刑を、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金とする。

四 組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪の法定刑

組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪の法定刑を、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金とする。

五 被告人の虚偽供述等の禁止

- 1 刑事訴訟法第三百十一条に次の内容を加えるものとする。
被告人は、虚偽の事実の供述をしてはならない。
- 2 裁判長が、刑事訴訟法第二百九十一条第三項又は第三百十六条の九第三項の規定による告知をするときは、併せて虚偽の事実の陳述をしてはならない旨を告知しなければならないものとする。

9 自白事件を簡易迅速に処理するための方策

一 公訴取消し後の再起訴制限の緩和

即決裁判手続の申立てを却下する決定（刑事訴訟法第三百五十条の八第三号又は第四号に掲げる場合に該当することによるものを除く。）があった事件について公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、同法第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができるものとする。同法第三百五十条の十一第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なった供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となったことにより同法第三百五十条の八の決定が取り消された事件について公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とするものとする。

2014年4月30日 小坂井久

取調べの録音・録画の例外事由等について

○ 記録媒体

記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。ただし、被疑者が映像の記録を拒んだときその他の映像を記録することが著しく困難な事情があるときは、音声を記録することができるもので足りる。以下同じ。）

○ 例外事由

(一) 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることが著しく困難であると認めるとき。

(二) 被疑者が記録を拒み、又は記録をすることにより十分な供述をすることができない旨の言動をしたとき（被疑者が記録を求める意思を明示した場合を除く。）んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

(三) (二)に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき（被疑者が記録を求める意思を明示した場合を除く。）。

~~(四) (二)及び(三)に掲げるもののほか、当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。~~

取調べの可視化をめぐる議論の経緯

2001年6月12日	司法制度改革審議会意見書 「取調べ状況の録音、録画や弁護人の取調べへの立会いが必要だとする意見もあるが、刑事手続全体における被疑者の取調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であること等の理由から、現段階でそのような方策の導入の是非について結論を得るのは困難であり、将来的な検討課題ととらえるべきである。」
2004年4月 ～5月	裁判員制度導入に関する法改正時の衆・参議院法務委員会 附帯決議 「政府は、…録画ないし録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査手法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ検討を行うこととし、本委員会は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までに実質的な論議が進展することを期待する。」（衆院）
2006年8月	検察、裁判員裁判対象事件について取調べの一部の録画 試行を開始
2007年2月23日	志布志事件無罪判決（確定）
2007年10月10日	氷見事件再審無罪判決（確定）
2008年4月	警察、裁判員裁判対象事件における取調べの一部の録画試 行を開始
2009年10月	千葉景子法務大臣が取調べの録音・録画に関する省内勉強 会立ち上げ
2010年2月	中井治国家公安委員長が「捜査手法、取調べの高度化を図 るための研究会」立ち上げ
2010年3月26日	足利事件再審無罪判決（確定）
2010年6月18日	法務省勉強会「中間とりまとめ」
2010年9月10日	厚生労働省元局長村木厚子さん無罪判決（確定）
2010年9月16日	北九州爪ケア事件（第二審）逆転無罪判決（確定）
2010年10月	柳田稔法務大臣が検察の在り方検討会議立ち上げ
2011年3月31日	検察の在り方検討会議提言「検察の再生に向けて」 「被疑者の取調べの録音・録画は、検察の運用及び法制度の整備を 通じて、今後、より一層、その範囲を拡大するべきである。」「取 調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に 見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を 構築するため、国民の声と関係機関を含む専門家の知見とを反映し つつ十分な検討を行う場を設け、検討を開始するべきである。」

2011年5月24日	布川事件再審無罪判決（確定）
2011年5月	江田五月法務大臣が法制審議会に諮問 「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。」
2011年6月	法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会スタート
2011年8月8日	法務省勉強会「取りまとめ」
2012年2月23日	捜査手法，取調べの高度化を図るための研究会「最終報告」 全過程の録画義務付けについては積極・消極の両論併記。通信傍受の拡大等捜査手法の「高度化」を提言
2012年3月7日	東住吉事件再審開始決定
2012年10月	PC遠隔操作事件で誤認逮捕された4人のうち2人が虚偽自白していたことが明るみに
2013年1月29日	法制審特別部会中間取りまとめ「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」 被疑者取調べの録音・録画制度の導入については、原則として取調べの全過程録画を義務付ける案と取調官の裁量案の「2つを念頭に置いて具体的検討を行う。」 「対象事件については、裁判員裁判対象事件の身柄事件を念頭に置いて制度の枠組みに関する具体的検討を行い、その結果を踏まえ、更に当部会でその範囲の在り方についての検討を加えることとする。」 →（3月8日～ 法制審特別部会内の作業分科会での検討）
2013年6月14日	法制審特別部会第20回会議 →（7月～10月 法制審特別部会作業分科会での議論）
2013年11月7日	法制審特別部会第21回会議
2013年11月13日	法制審特別部会第22回会議 →（12月～2014年1月 法制審特別部会作業分科会での議論）
2014年2月14日	法制審特別部会第23回会議
2014年2月21日	法制審特別部会第24回会議
2014年3月7日	法制審特別部会第25回会議
2014年3月27日	袴田事件再審開始決定
2014年4月30日	法制審特別部会第26回会議